

令和3年度 ダイオキシン類対策特別措置法に関する行政処分一覧

【改善命令】

	処分日	被処分者	施設種類	所在地	処分内容	処分理由	改善状況
1	令和4年 2月7日	株式会社イタバシ	廃棄物 焼却炉	岩槻区大字笹久保字六 軒1161番1 外4筆	大気排出基準を満たすように廃棄物 焼却炉の構造、使用の方法又は発生 ガスの処理の方法を改善すること	市の検査で大気排出基準 を超過するダイオキシン 類が確認されたため	改善 措置中

※参考

- ・ダイオキシン類対策特別措置法第22条第1項

都道府県知事は、排出者が、その設置している大気基準適用施設の排出口又は水質基準適用事業場の排水口において排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係る発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。